

令和4年2月10日

鶴嶺公民館の利用制限に係る段階的一部緩和の変更について

1月21日(金)から2月13日(日)まで適用されている「まん延防止等重点措置」の適用期限が、3月6日(日)まで延長されたことに伴い、次のとおり、施設利用に係る一部緩和を継続いたします。

引き続き、感染防止に対する諸注意事項を厳守していただきながら、施設を御利用くださいますよう、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

貸室等の利用人数の制限緩和(継続)

コロナ前の利用定員の50%とします。

部屋	利用人数 (令和4年1月から)	利用人数 (令和4年1月から)
講義室	45人	45人
子ども室	15人	15人
和室	25人	25人
学習室1	10人	10人
学習室2	20人	20人
実習室	10人	使用中止
館内飲食	調理・茶道など サークル活動で必然的に 発生する飲食は可	不可 (水分補給のみ可)

※引き続き、湯沸し室、ウォータークーラー、電気ポット、湯呑み、やかん等の供用設備は使用できません。ロビー開放も行いません。

実習室の使用中止

令和4年1月利用分から、コロナ前の利用定員の50%で実習室の利用を再開しましたが、**1月21日(金)から3月6日(日)まで実習室の使用を中止**といたします。

実習室を除く館内での飲食は不可とします。ただし、水分補給のみ可とします。

その他（利用者の把握についてのお願い）

公民館で新型コロナウイルスの感染が発生した場合に、市保健所等関係機関の感染経路等調査に協力するため、施設を利用される都度、『サークル参加者連絡先』に連絡先等を記入していただき、施設利用後に事務室へ御提出いただいておりますが、12月1日（水）から、『サークル参加者連絡先』の提出は不要としています。

つきましては、公民館で新型コロナウイルスに感染の疑いがある方が発生した場合に、市保健所等関係機関からの要請により感染経路等調査に協力するため、参加者の情報提供をお願いする場合がありますので、公民館への提出は不要といたしますが、当該参加者の情報を概ね1か月程度保管していただく等、参加者の連絡先（名前、住所、電話番号）を把握していただきますよう御協力お願いいたします。

施設利用に係る制限につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、必要に応じて利用制限に係る緩和を変更させていただく場合がございます。

施設を利用される皆さまには御不便をおかけいたしますが、引き続き、感染防止に対する諸注意事項を厳守していただきながら、施設を御利用くださいますよう、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。